

2022年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 日本シビックコンサルタント株式会社
代表者名 代表取締役社長 長崎 均
問合せ先 取締役執行役員企画管理部長 齊藤 明
(TEL 03-6366-1727)

当社に対する訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ

2021年 4 月 9 日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にて公表したとおり、当社と大阪府との間の損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」）の控訴審において、2022年 9 月 29 日に、大阪高等裁判所から判決の言渡しを受けたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本件控訴を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

- (1) 名称：大阪府
- (2) 住所：大阪府中央区大手前二丁目 1 番 22 号
- (3) 代表者：大阪府知事 吉村 洋文

2. 訴訟の経緯及び損害賠償請求金額

(1) 訴訟の経緯

大阪府は、2014年 6 月 19 日付けで、当社に対して、シールドトンネル詳細設計案件における不法行為責任を理由として本件訴訟を大阪地方裁判所に提起し、また、2016年 2 月 29 日付けで、関連する工事区間の事業費が追加対策工事により増加したことを理由として、本件訴訟において請求金額を増額する変更をしました。

当社は、当社に不法行為はなく損害賠償責任はないものと判断して争ってきました。

2021年 3 月 26 日付「当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、2021年 3 月 26 日付にて大阪地方裁判所より、請求金額の一部である 220,743,719 円（遅延損害金相当額を除く。）の支払いを認める判決が言い渡されました。

大阪府はこの大阪地方裁判所の判決を不服として、大阪高等裁判所に控訴を提起しましたが、当社は控訴審においても、当社に損害賠償責任はないものと判断して争ってきました。

(2) 請求金額

金 6,189,741,835 円及びうち金 6,189,677,396 円に対する 2008 年 3 月 29 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員

3. 判決のあった裁判所及び年月日

裁判所：大阪高等裁判所
判決日：2022 年 9 月 29 日

4. 判決内容の要旨

第 1 審被告（当社）は、第 1 審原告（大阪府）に対し、金 623,699,650 円及びうち金 394,563,007 円に対する令和 4 年（2022 年）7 月 6 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払え。

5. 今後の見通し

本判決の結論について、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であります。今後の対応につきましては、判決内容を精査の上、訴訟代理人等と慎重に協議して決定してまいります。

以 上